

意見募集案件	建築基準法の改正に伴う特別用途地区及び地区計画の建築物の制限の見直しについて
担当課	企画財政部都市計画課 電話 011-372-3311 内 762

意見募集期間	平成 28 年 7 月 1 日(金)から平成 28 年 8 月 1 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(都市計画課)及び各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 7 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	企画財政部都市計画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: toshik@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 28 年 9 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴う建築基準法の改正に合わせて、特別用途地区及び地区計画の建築物の制限の見直しを行います。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙の「建築基準法の改正に伴う特別用途地区及び地区計画の建築物の制限の見直しについて」のとおり。 (3) その案の根拠となる法令等 都市計画法第 8 条、同法 12 条の 4 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 対象となる特別用途地区、地区計画区域内の建てられる建築物の一部変更。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 各自治体の判断で、改正を行うか検討され、近隣自治体では札幌市が先行して改正を行っています。
対象となる政策等 の原案	別紙の「建築基準法の改正に伴う特別用途地区及び地区計画の建築物の制限の見直しについて」のとおり。
その他	条例改正の議案として市議会に提出する予定。